



# 特定不妊治療費の助成について 魚津市

魚津市では、特定不妊治療費用の一部を助成し、出産を望むご夫婦に経済的な支援を行います。

ご注意

《助成の対象となる方》①から⑤のすべてに該当する夫婦です

- ① 指定医療機関で体外受精や顕微受精の治療を受けた夫婦  
(配偶者以外の第三者からの精子や卵子提供は不可)
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦
- ③ 健康保険に加入している夫婦
- ④ 申請日に、夫婦が魚津市に住所を有し、かつ、どちらかが1年以上居住している方  
(ただし、単身赴任などで別居している場合は、妻が上記の条件を満たしていること)
- ⑤ 助成を受けようとする治療の開始時年齢(妻)が、43歳未満の夫婦  
(平成 29 年4月1日から適用)

平成 29 年度から、  
助成を受けようとする治療の  
開始時年齢(妻)が43歳以上  
の夫婦は対象外となります。



《助成の対象となる費用等》

指定医療機関(富山県の指定医療機関に準じる)で受けた、体外授精や顕微受精の治療費のうち  
ご本人が負担された分

- ・医療保険適用外で不妊治療(体外受精、顕微受精)にかかった費用(治療一連における判定費を含む)
- ・不妊診断のための検査費、食事療養費、文書料、差額ベッド代など治療に直接必要ない費用は除く
- ・医療保険、健康保険など社会保険負担分は除く
- ・富山県不妊治療費助成金ほか助成金がある場合(未申請でも要件に該当する場合も含む)、その金額を除く

《助成金額・上限》 年間30万円を上限(ただし1回の助成限度額は20万円)

《申請期限》治療が終了した日が属する年度の末日(毎年4月1日~3月31日までの期間)  
※ただし治療を終了した日が3月15日以降の場合は、申請期限を4月中旬までに延長します。  
その場合、健康センターまでご一報ください。

《申請に必要な書類など》…… ①~④(該当する方は⑤も)を、健康センターへ提出ください。

- ① 特定不妊治療費助成金交付申請書
- ② 医療機関、院外処方薬局の発行する領収書
- ③ 治療を受けた方(妻)の健康保険証
- ④ 印鑑(シャチハタ不可)
- ⑤ (夫婦が同一世帯にない場合)戸籍謄本

「魚津市 HP 魚津市子育て  
応援サイト(赤ちゃんが  
欲しい)」をご覧ください

※①の申請書様式は、魚津市HPからダウンロードできます。医療機関証明欄は、医療機関に記入してもらいます。

日数がかかる場合がありますので、余裕をもって医療機関に依頼ください。

※他の助成金がある場合は、申請書等の写しを提出してください。

《男性不妊治療について》

平成 28 年度から、男性不妊治療(夫から精子を回収する治療)の一部費用を助成しています。

〈対象〉上記①~⑤に加え、⑥指定医療機関または指定医療機関から紹介を受けた医療機関で、精子を精巣  
または精巣上体から採取するための手術を受けた夫婦

〈助成金額・上限〉 年間15万円を上限(保健対象外治療費から県助成金を除いた費用に対し助成)

※ 詳細は、魚津市健康センター(電話 24-3999)へお問い合わせください。

問合せ先：魚津市健康センター(魚津市吉島 1165 TEL 0765-24-3999)

月~金 8:30~17:15 土・日・祝日・年末年始、休み



## 特定不妊治療指定医療機関（富山県の指定医療機関に準じる）

入善町	あわの産婦人科医院	東京都	梅ヶ丘産婦人科
富山市	富山県立中央病院		加藤レディースクリニック
	富山赤十字病院		東邦大学医療センター大森病院
	小嶋ウイメンズクリニック		東京慈恵会医科大学付属病院
	女性クリニックWe富山		医療法人社団生新会木場公園クリニック
高岡市	あいARTクリニック		立川ARTレディースクリニック
石川県	金沢たまごクリニック		医療法人社団杉四会杉山産婦人科
	永遠幸レディースクリニック		聖路加国際病院
	鈴木レディースクリニック		リプロダクションクリニック東京
	石川県立中央病院		京野アートクリニック高輪
	深江レディースクリニック		オリーブレディースクリニック麻布十番
			浅田レディース品川クリニック

他道府県の指定医療機関は、富山県 HP をご覧ください。



## 魚津市特定不妊治療費助成 Q & A

- Q. 魚津市に住んで11月1日で1年になります。治療が終了したのは10月25日で、終了時点では1年経っていません。11月1日に申請に行こうと思いますが、対象となりますか。
- A. 申請日時点で住民となって1年以上たっていますので、対象となります。
- Q. 魚津市に住んで2年になりますが、住民票を移していません。
- A. 実際に住んでいても、住民票のない方は対象となりません。
- Q. 29歳です。初めて特定不妊治療を受け、体外授精の治療で55万円かかりました。助成金はいくらですか。
- A. 初めての治療の場合、県から30万円が助成されると思われます。治療費55万円から30万円を引いた残り25万円に対し助成するので、1回あたり上限額の20万円が助成金となります。なお、治療内容で県助成金額が違いますので、先に県（新川厚生センター魚津支所：電話 0765-24-0359）で県助成金を申請後、健康センターへおいでください。
- Q. 治療期間は、平成30年12月26日から平成31年4月4日です。申請の年度はどうなりますか。
- A. 治療終了日が属する年度の末日が期限です。終了日は4月4日なので、平成31年度（H31.4.1～H32.3.31）が申請の年度になります。早目の申請をお願いいたします。
- Q. 平成31年8月1日に治療開始し、9月30日に治療終了しました。私（妻）は、平成31年8月25日で、43歳になります。助成金はもらえますか。
- A. 治療開始日（8/1）では42歳なので、助成対象です。平成31年度中（H31.4.1～H32.3.31）に申請ください。
- Q. 男性不妊治療終了後、特定不妊治療を受けました。両方要件を満たしていますが、助成を受けられますか。
- A. 受けられます。男性不妊治療分15万円と特定不妊治療分20万円（1回上限）で、上限35万円です。両方の申請書と添付書類をお持ちください。県助成金の対象の方は、先に県助成金を申請ください。
- Q. 医療機関以外で、相談できる場所はありますか。

